

令和6年12月6日
指定管理者制度の導入に伴う
市民説明会

指定管理者制度導入について

川崎市教育委員会事務局
生涯学習部生涯学習推進課

1 指定管理者導入の経緯

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

10年後の未来に向けて

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」～生涯を通じた学びと成長～

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

今後求められる役割

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

今後のめざす方向性

行きたくなる市民館・図書館

～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、
「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざす。

まちに飛び出す市民館・図書館

～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざす。

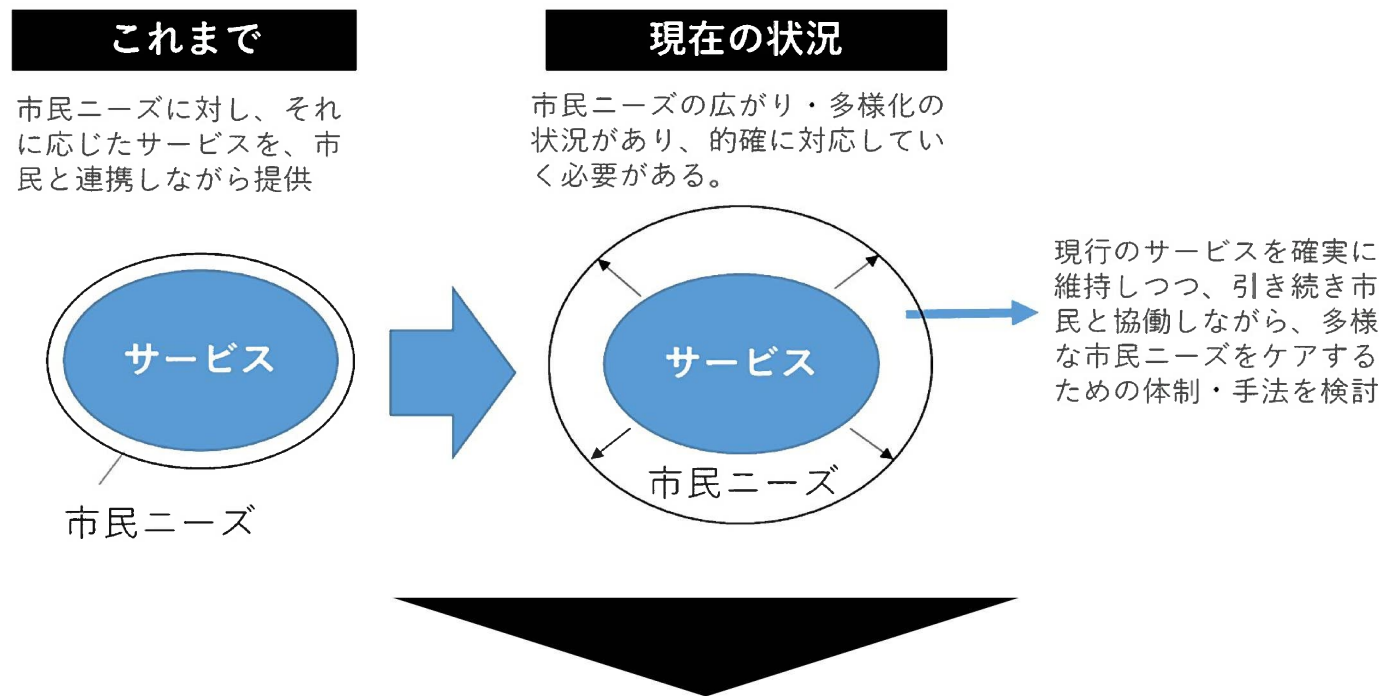
地域の“チカラ”を育む市民館・図書館

～地域資源や担い手づくりの推進～

人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざす。

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、「今後の市民館・図書館のあり方」実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。

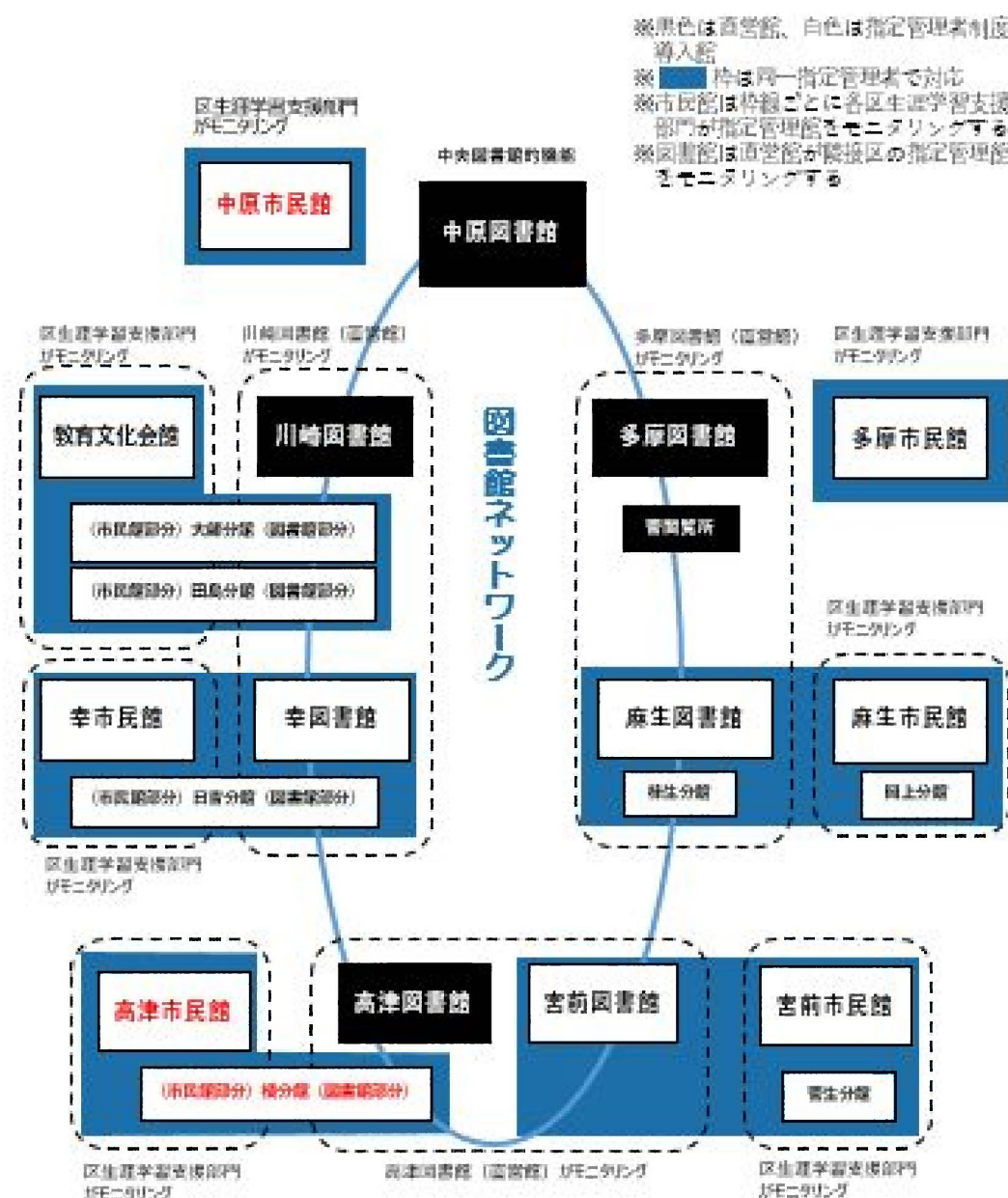


多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととしました。

2 指定管理者制度導入予定時期

【市民館】		【図書館】	
市民館	導入予定時期	図書館	導入予定時期
教育文化会館	令和8（2026）年 9月	川崎図書館 【直営館】	—
大師分館 （プラザ大師）	令和8（2026）年 9月	大師分館 （プラザ大師）	令和8（2026）年 9月
田島分館 （プラザ田島）	令和8（2026）年 9月	田島分館 （プラザ田島）	令和8（2026）年 9月
幸市民館	幸市民館の改修工事後	幸図書館	幸図書館の改修工事後
日吉分館 （プラザ日吉）	幸市民館の改修工事後	日吉分館 （プラザ日吉）	幸図書館の改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年 4月	中原図書館 【直営館】	—
高津市民館	令和7（2025）年 4月	高津図書館 【直営館】	—
橋分館 （プラザ橋）	令和7（2025）年 4月	橋分館 （プラザ橋）	令和7（2025）年 4月
宮前市民館	宮前市民館の移転後	宮前図書館	宮前図書館の移転後
百生分館	宮前市民館の移転後	—	—
多摩市民館	令和8（2026）年 4月	多摩図書館 【直営館】	—
麻生市民館	令和8（2026）年 4月	麻生図書館	令和8（2026）年 4月
岡上分館	令和8（2026）年 4月	柿生分館	令和8（2026）年 4月

3 指定管理者制度導入後の各館関係図



指定管理者制度導入後の施設運営

1 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 利用時間・開館時間及び休館日

【市民館及び市民館分館】

●利用時間

午前9時から午後9時まで

●休館日

- ・毎月第3月曜日
祝日に当たる場合は、当該日の直後の祝日でない日
- ・12月29日から翌年1月3日まで

利用時間等はこれまでと同様です。

【図書館及び図書館分館】

●開館時間

- ・図書館 月～金曜日 午前9時30分から午後7時まで
土・日・祝日 午前9時30分から午後5時まで
- ・図書館分館 月～金曜日 午前10時から午後6時まで
土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

●休館日

- ・毎月第3月曜日
祝日に当たる場合は、当該日の直後の祝日でない日
- ・12月29日から翌年1月3日まで
- ・指定管理者が定める特別整理期間

高津図書館橘分館の開館時間については、令和7年4月から指定管理者の提案で試行延長する予定です。

3 利用料金

●利用料金

- ・市民館及び市民館分館
条例に規定する利用料金の額を上限額とし指定管理者が定める。

- ・図書館及び図書館分館
入館料その他図書館資料の利用に対して、対価を徴収しない。

●減額免除（減免）

指定管理者が、減額免除を行う。

利用料金や、減額及び免除の対象範囲等はこれまでと変わりません。

4 利用料金の支払方法

窓口での現金又はキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）

口座振替払・納入通知書払は利用できなくなります。

5 施設の予約方法

ふれあいネット（川崎市公共施設利用予約システム）で予約

施設の予約方法はこれまでと同様です。

6 利用許可・特別承認

●利用の許可

指定管理者が、施設を利用しようとする者の許可を行う。

●特別承認（事前確保）

指定管理者が、事前確保の承認を行う。

利用許可の基準や、特別承認（事前確保）の対象・要件等はこれまでと変わりません。